

山武郡市環境衛生組合複数単価契約事務取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、1案件に複数の業務又は品目の単価を設定する契約(以下「複数単価契約」という。)に係る見積書の徴取及び契約の相手方の決定等に関する基準を設けることを目的とする。

(契約の方法)

第2条 複数単価契約は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく契約を行おうとするときに適用することができる。

(予定価格の設定)

第3条 複数単価契約に係る見積書の徴取においては、項目ごとに設定した予定単価及びその予定単価にそれぞれの設計予定数量を乗じて合計した予定総額をそれぞれ予定価格として設定する。

(落札者の決定)

第4条 複数単価契約に係る見積書の徴取を実施するにあたり契約の相手方の決定は、予定総額以下であるもので、かつ、全ての単価が予定単価以下である者のうち、最も低い価格の者を契約の相手方とする。

2 1回目の見積書の徴取で、予定総額以下ではあるが、総額での最低見積価格者が見積もりを行った単価の一部が予定単価に達しない場合、予定単価に達しない項目及びその単価(総額での見積価格者が見積もりした単価)を示し、再度見積書を徴取することができる。

第5条 複数単価契約の落札者は、原則として1者とする。

2 前項及び前条の規定にかかわらず、項目ごとに契約が可能なものについては、発注時に仕様書もしくはその他の書面において、その旨を記載するものとし、項目ごとに予定価格以下で最も低い価格の者を契約の相手方として契約するものとする。

(読み替え)

第6条 売却契約では、第4条及び第5条中「低い」を「高い」に、「最低」を「最高」に、「以下」を「以上」にそれぞれ読み替えるものとする。

(適用期日)

第7条 この基準は、令和3年11月1日以降に行う契約から適用する。